

入札監理小委員会における審議の結果報告 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務

住宅防音事業に係る事務手続補助等業務については、平成25年度から開始し1年以内の契約により、民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項案を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべき業務の質に関する履行状況の調査

【論点】

委託者（地方防衛局）ごとではなく、受託者（業者）ごとに行うべきではないか。

【対応】

委託者は、受託者ごとに業務の履行状況を調査して把握するものとし、調査事項のうち、「はい」の回答が全体の80%以上とすることとした。

（実施要項案「資料4—2」4ページ）

2. パブリックコメントの結果

15者から合計45件の意見が寄せられた。

（1）1契約当たりの処理世帯数

【意見】

1契約あたりの処理世帯数を100世帯としたために契約件数が増加し、その結果、業務量が増大して事務処理の大幅な遅延が生じて、住民へのサービスに支障をきたしている。

平成25年度においては、処理世帯数の多い厚木基地と他基地を一律100世帯とはせず、少なくとも平成23年度実施の規模（1契約あたり1,800世帯）にすべき。

【対応】

南関東防衛局（厚木飛行場）に係る入札については、競争性を確保できる範囲内で1契約当たりの処理世帯数を増やすこととし、入札の半数を上限に、当該数量の上限を500世帯程度までとすることができるものとした。

（実施要項案「資料4—2」8ページ）

（2）契約期間

【意見】

本業務は単年度予算により執行されているため、工事完了時期が年度末近くになれば、その後の事務処理が履行期間を超える蓋然性が高まる。

【対応】

国庫債務負担行為を活用して複数年の契約とすることにより、効率的な事業の執行が可能となることから、今後、対応について検討を行うこととした。

(3) 積算指針（予定価格の積算内容）

【意見】

仕様書と国側の指示に沿った業務遂行の実態が、積算指針（予定価格の積算内容）に適正に反映されているか検証し、国の業務指示態様に合致した予定価格をもって、入札事務を行ってほしい。

【対応】

積算指針は、平成23年度の外部委託調査によって作成したものである。

平成25年度における業務の実施状況を踏まえ、再度の調査の実施について検討を行うこととした。

以 上